

インボイス制度への対応を早めに話し合いましょう！

～令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方式が変わります～

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。

集落営農法人については、免税事業者である構成員に支払う作業委託料や従事分量配当に係る消費税は仕入税額控除が段階的にできなくなり、消費税の納付額の増加や還付額の減少など、法人経営に影響を及ぼす可能性があります。

インボイス制度について理解を深めるとともに、制度導入後の影響等を踏まえた事業計画づくりなど、制度への対応を構成員の方々と早めに話し合いましょう。

1 集落営農法人への影響

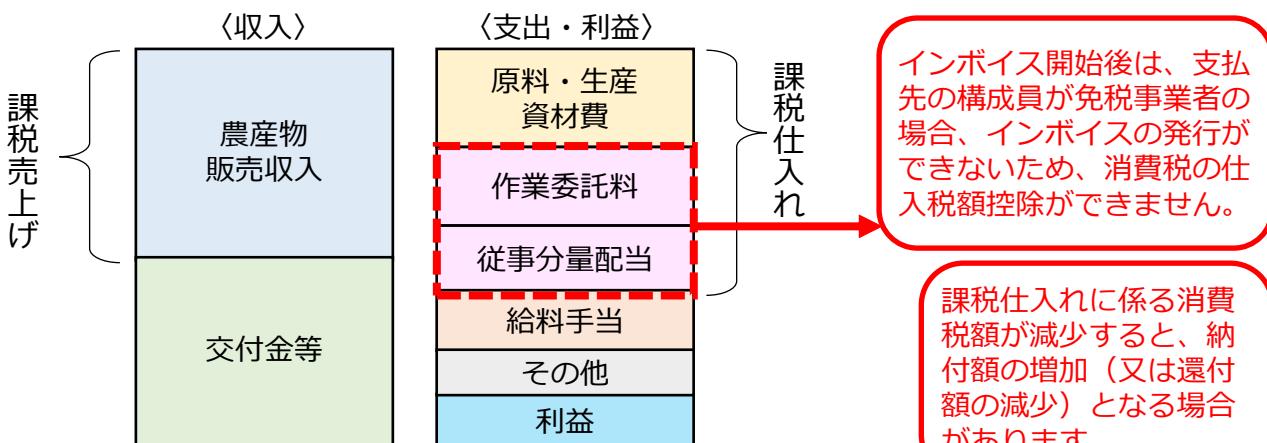
- インボイス制度開始後は、構成員が免税事業者の場合、当該構成員は作業委託料や従事分量配当に係るインボイス（適格請求書）を発行することができません。

構成員からのインボイス（適格請求書）の発行（令和5年10月1日～）



- インボイスを発行できない構成員に支払った作業委託料や従事分量配当は、課税仕入れに含めることができなくなります。

集落営農法人における消費税の仕入税額控除のイメージ



消費税の仕入税額控除の計算（集落営農法人が課税事業者の場合）

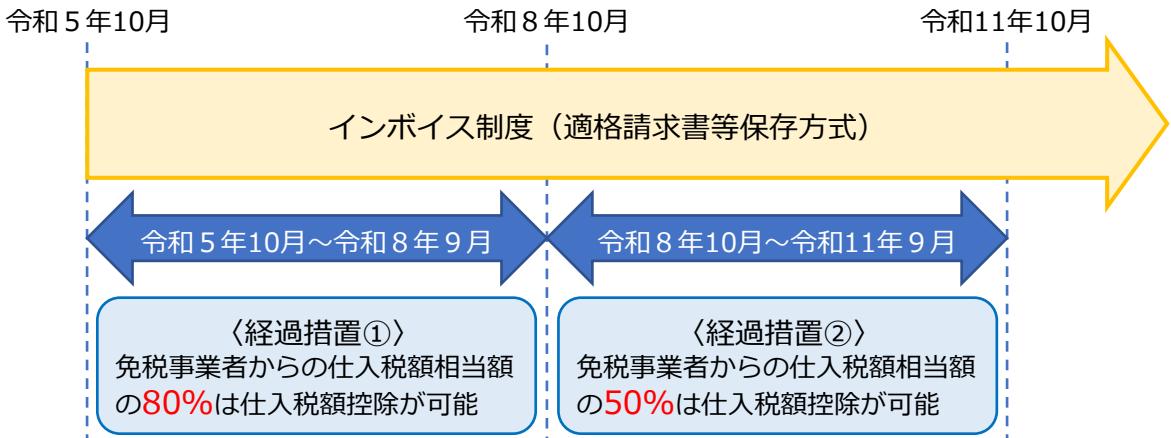
$$\text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れに係る消費税額} = \text{納付額 (マイナスの場合は還付額)}$$

※集落営農法人が課税売上額1,000万円以下の免税事業者の場合はこれまでどおりです。

2 インボイス制度の影響を緩和するための対応

- インボイス制度開始後、6年間は、免税事業者からの仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられているため、この経過措置も踏まえて対応を検討しましょう。

経過措置

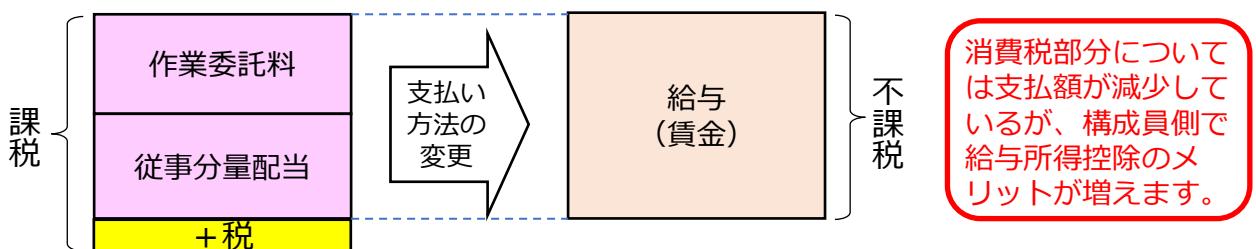


- インボイス制度への対応としては、例えば以下のような対応が考えられます。どのような対応が効果的なのかは、集落営農法人の経営内容や運営状況等により異なるため、関係機関や専門家等にも相談しつつ、早めに組織内での検討を始めましょう。

具体的な対応（例）

① 構成員を雇用し、消費税が不課税となる給与（賃金）として支払う

- ・構成員に支払う作業委託料や従事分量配当に係る消費税の仕入税額控除が段階的にできなくなることから、消費税の課税仕入れとして取り扱うメリットが減少します。
- ・構成員を雇用し、給与として支払うことで構成員側に給与所得控除のメリットが生じることも考えられます（作業委託料や従事分量配当は実額での控除になります）。
- ・経過措置の期間を考慮して、構成員に対する支払い方法の変更時期を検討することが有効です。



② 構成員に対する作業委託料や従事分量配当について経過措置を踏まえた検討を行う

- ・上記の経過措置を踏まえると、免税事業者である構成員への支払いについては段階的に仕入税額控除ができなくなるため、この控除できなくなる部分の金額を考慮して、作業委託料や従事分量配当を設定しましょう。
- ・構成員のインボイス発行事業者の登録状況を踏まえて、構成員毎に作業委託料等の単価設定を行うことも考えられます。

③ 簡易課税制度を選択する

- ・集落営農法人の課税売上額が5,000万円以下の場合、原則課税から簡易課税制度に切り替えることにより、消費税納付額の負担軽減が図られる場合があります。

【簡易課税制度の場合の仕入税額控除の計算】

$$\text{課税売上げに} \quad - \left(\begin{array}{c} \text{課税売上げに} \\ \text{係る消費税額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{みなし仕入率} \\ (\text{※}) \end{array} \right) = \text{納付額}$$

※みなし仕入率

農産物販売収入（食用）：80%、受託料：60%など事業区分に応じて設定されています。

課税売上げに占める農産物販売収入の割合が3／4以上であれば、全てみなし仕入率80%で計算ができます。

④ 構成員（免税事業者）にインボイス発行事業者になってもらい、作業委託料等の見直しを検討する

- ・免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の負担を軽減する2割特例（3年間は納税額が売上税額の2割に軽減される措置）が設けられています。こうした措置も踏まえ、作業委託料等の見直しを検討しましょう。
- ・これにより、集落営農法人は仕入税額控除を行うことができるようになります。

⑤ 高収益作物の導入、加工・販売等の取組による収益力の向上、隣接法人との連携・合併によるコスト低減等に取り組む

- ・納付する消費税の増加分又は還付額の減少分を賄うためには、高収益作物を導入して収益を確保するなど、新たな事業展開を図ることが有効です。
- ・隣接する集落営農法人等との連携による機械・施設の共同利用や生産資材の一括購入、複数の集落営農法人の合併等によるコスト低減等に取り組むことも有効です。

【取組事例①】

雇用を契機とした高収益作物導入と収益構造の転換〔株式会社A〕

- 参加農家：16戸、経営面積：18.5ha
- 組織の課題：構成員の高齢化に伴う労働力不足
→ 農業経験のある職員を雇用
将来の集落営農法人の後継者に
- 従業員の雇用賃金確保
→ 野菜作の導入等による収益構造の変化
- 事業内容（主な作付け作物）
 - ・稻11.6ha、麦6.3ha、大豆6.6ha
 - ・玉ねぎ・大根延べ1.3ha、ハウストマト5a
 - ・もち等の加工

		雇用導入前	雇用導入後	増減額
売上高		1,720万円	2,330万円	610万円
うち野菜		0円	480万円	480万円
主な費用	構成員労務費	340万円	220万円	▲120万円
	職員給料	0円	800万円	800万円
	支払い地代	500万円	280万円	▲220万円

【取組事例②】

集落営農の連携によるコスト削減と高収益作物の導入〔株式会社B〕

■連携法人の設立

- ・2016年設立 市内の7法人が出資
- ・新たな人材の育成や新事業の展開
- ・生産資材の一括購入、機械の共同利用等によるコスト削減
- ・法人間連携による労力補完

■収益向上と人材確保の取組

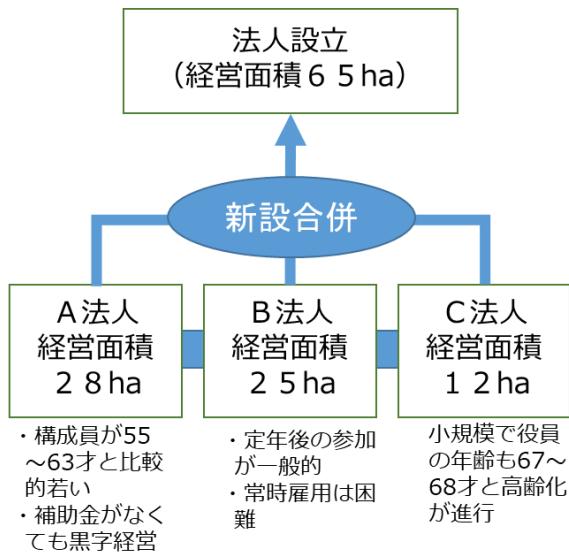
- ・2名の若者を雇用して栽培ノウハウを蓄積
将来のトマト担当として育成
- ・ハウス約60aを整備、本格的にトマト生産を開始



【取組事例③】

集落営農の合併によるコスト削減と高収益作物の導入〔農事組合法人C〕

- 集落の話し合いを通じて、大型機械のフル活用ができないこと 後継者不足 が明確化 → **集落での検討を進め、隣接3法人が合併**
- 大型機械の有効利用、効率的な農作業形態の確立、園芸作物の導入等により、**専従作業員を雇用できる経営の確立を進める**

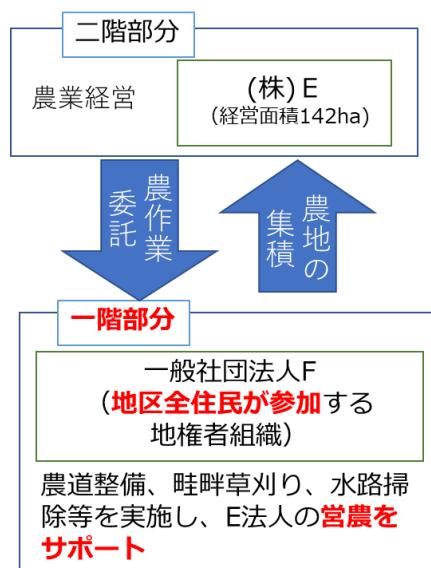


法人設立
(経営面積 6.5ha)

【取組事例④】

合併による農作業の効率化と二階建組織による地域資源管理〔E法人とF法人〕

- 後継者の確保、コスト削減 → **4組織を合併し、株式会社E設立**
- 農作業の効率化、米の直売等積極的な経営展開
- **資源管理組織として一般社団法人Fを設立し、地権者は当該団体に参加**



3 集落営農法人が活用できる支援策

- 集落営農の活性化や経営発展に向けた取組に当たっては、農林水産省の集落営農活性化プロジェクト促進事業、農業経営・就農サポート推進事業（農業経営・就農支援センター）、強い農業づくり総合支援交付金など各種補助事業等が活用できます。

●集落営農活性化プロジェクト促進事業

集落営農の活性化に向け、「ビジョンづくり」と「その実現に向けた具体的な取組」を総合的に最長4年間支援（上限1,000万円）します。

【支援内容】

- 1 集落ビジョンの作成（定額）
- 2 継続的な発展のための体制の確立
 - (1) 中核となる若者等の雇用（定額：上限100万円/年、最大3年）
 - (2) 法人化に係る経費（定額：25万円）
- 3 継続的な発展のための収益性の改善
 - (1) 収益力の柱となる経営部門の確立（定額）
 - ①高収益作物の試験栽培、②加工品の試作、③販路開拓、④その他（収益力の向上につながる取組）
 - (2) 農業用機械等の導入（1/2以内）



●農業経営・就農支援センター

都道府県の農業経営・就農支援センターにおいて、専門家（税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、農業経営コンサルタントなど）の派遣等による個々の経営に対するアドバイス等の経営サポートを行っています。

【農業経営・就農支援センター一覧】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudan_jyo.html



経営サポート

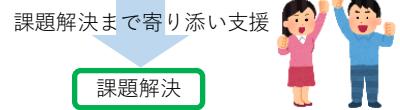


専属スタッフ
編成・指揮

伴走機関が課題を有する農業者を掘り起こし



社会保険労務士、税理士、中小企業診断士がタッグを組んで対応しよう！



課題解決

●農業経営支援策活用カタログ2023

農業経営支援策
活用カタログ
2023



農林水産省

上記のほか、集落営農法人等が活用できる各種支援策については、「農業経営支援策活用カタログ2023」をご覧ください。



https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/180529.html

4 インボイス制度に関するご案内

■ インボイス制度のポイントや農業者の皆様にご留意いただきたいことを農林水産省ホームページに掲載しています。是非ご活用ください。

【消費税のインボイス制度について】

(農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/inboisu.html>



【講師派遣について】

インボイス制度の説明会や研修会に財務省・国税職員の講師派遣が行われています。ご希望の場合は最寄りの地方農政局等扱い手育成課までお申し込みください。

講師派遣要領↓

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/attach/pdf/inboisu-18.pdf>



<担当> 農林水産省経営局経営政策課 組織経営G、経営税制G TEL 03-6744-0576